

静岡県告示第26号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年1月12日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	414号	沼津市獅子浜字北洞248番の9から	前	9.3~21.5	146.0
		沼津市馬込字魚見188番の1まで	後	11.3~30.5	146.0
県道	沼津土肥線	沼津市馬込字魚見188番の1から	前	9.3~21.5	146.0
		沼津市獅子浜字北洞248番の9まで	後	11.3~30.5	146.0

=====

静岡県告示第27号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年1月12日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)

県道	富士富士宮線	富士宮市大宮町235番の68 から	前	15.9	16.4
		富士宮市大宮町235番の67 まで	後	15.9	16.4